

社会福祉法人厚慈会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚慈会定款第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、理事のうち法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう

(報酬の種類及び額)

第3条 常勤役員の報酬は、月額報酬、通勤手当及び賞与手当とする。

2 常勤役員の通勤手当及び賞与手当の額は、社会福祉法人厚慈会給与規程の適用を受ける職員の例による。

3 常勤役員の報酬の支給条件、支給方法及び支給期日については、社会福祉法人厚慈会給与規程の適用を受ける職員の例による。

4 常勤役員に対する報酬は、別表1のとおりとする。

(社会保険加入)

第4条 常勤役員は、職員に準じ社会保険等に参加するものとする。

(理事会への実費弁償)

第5条 非常勤役員が理事会に出席したときは、別表2により旅費交通費を支給することができる。

(退職慰労金)

第6条 常勤役員が社会福祉法人福島県社会福祉協議会の社会福祉事業施設団体共済事業に加入した場合には、その支給を行う。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、加入する社会福祉事業施設団体職員共済事業のほか、理事会において承認された退職慰労金を加算した額とする。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、職員に準じて旅費を支給する。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

別表 1

役職名	報酬の額
理事長（常勤）	月額 300,000円
常務理事（常勤）	月額 300,000円

別表 2

区 分	旅費交通費		
非常勤役員	1日につき		
	中通り地方	浜通り地方	会津地方
	7,000円	8,000円	10,000円